

## 新しい人権問題への対応(その九)



研究センター理事長  
前学校法人同志社総長

大谷 賢

今回から医療に関連する人権問題を検討することになります。まず、憲法の規定をみますと、この問題には二つの条文が関係します。憲法13条と25条がそれです。すべての人権の理念は、憲法13条の個人主義に立脚した幸福追求権にありますので、医療の在り方を考察する場合にも、当然、幸福追求権が前提となります。

この幸福を支えるために欠くことのできないものが人の健康です。憲法25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めているところです。この規定は、いわゆる生存権を定めるものですが、ここで見逃してならないのは「健康で」として

いる点です。

そもそも健康とは、心身の健やかな状態、言い換えますと「個人が社会の中で良い適応の状態において生活できていること」をいい、憲法25条は健康が幸福追求権の基礎となることを明らかにして、人々は健康の保持・増進を国に求める権利を有するとしたのです。その意味で、25条は単に生きることそれ自体としての生存権を定めただけにすぎないように思われがちですが、それと併せて、心身ともに健康に生きる権利つまり健康権を定めたものであることを強調したいのです。したがって、ひとたび人が健康を害して病気に罹った場合は、その悪化を防ぎ、医療によって病気の回復に努め、社会復帰を図るための社会福祉国家としての国の責務を規定したと考えます。

こうして、国民の健康な生活を確保するために、医師法や医療法といった法律を中心として、健康保険関係、予防関係、保健衛生関係など、沢山の法律が作られてきました。そして、こうした医療関係の法律を学問的に解明する動きが活発となり、今から50年ほど前から医事法学と称する分野の研究活動が顕著になってきたのです。

そればかりではありません。ここ半世紀の間の医学や遺伝工学の進歩には目を見張るものがあります。移植医療、生殖医療、終末期医療、ゲノム解析そしてノーベル賞

の山中教授による再生医療といったように、新しい医療技術が開発され、「人間が神を演ずるような時代」が到来したのです。医療における個人の尊厳といった倫理問題が活発に議論されていることは、新聞などのメディアを通じて、読者の皆さんもご存じのとおりですし、医療における人権が重要な課題として浮上してきたゆえんです。

しかし、考え方の基本は、医療はそれ自体として意味があるわけではなく、今日の医療は、あくまでも個人主義ないし自由主義に基づく幸福追求の方法・手段として不可欠の価値があるということではなければなりません。とくに、移植医療や終末期医療といった先端医療でクローズアップされた人格的自立権または自己決定権を基礎とする医療が求められていると思います。なお、しばしば人格的自立権と自己決定権は同じ意味として使われてきていますが、おそらく、人格的自立権は、英語の *personal autonomy*、自己決定は *self-determination* に由来する言葉と思います。ここでは、自らの生き方は自ら決めるといふ趣旨と理解し、「自己決定権」を用いることにします。

幸福追求権の考え方や内容に関しては、憲法学者の間でも見解の相違があるようですが、憲法13条の幸福追求権の中身の一つとして、人生いかに生きるべきか、どの

ような幸福を求めて生きて行くかという自己決定権を認める点では異論がないようです。

それでは、この理念を医療にいかにか生かしていくべきか。これこそが、医療と人権のキーポイントであります。しかし、我が国における医療の伝統は、「医は仁術」すなわち「人命を救う博愛の途」であり、弱い立場の患者のために本人の意思とは関係なく救済するのが医師の役割であると考えられてきました。いわゆる医療におけるパターナリズムです。そのような人助的な医療の中に自己決定権の考えかたが入りうる余地はありませんでした。患者の意思や主体性が問題になったのは、ようやく昭和39（1964）年の東京オリンピック開催の頃でありまして、国民の間で生命・健康に対する権利意識が高まり、裁判所も患者本人の同意がない医療は違法であることを明言するようになったのです。

こうして、昭和46（1971）5月19日、東京地方裁判所は、同意のない医療は違法であるとして、患者に損害賠償金の支払い命ずるといふ画期的な判決を言渡したのです。患者の自己決定権を前提とした医療、すなわち医師の説明と患者の同意がない医療は違法であり、治療自体が適切に行われても損害賠償の責任があるとされたのです（以下次号）。